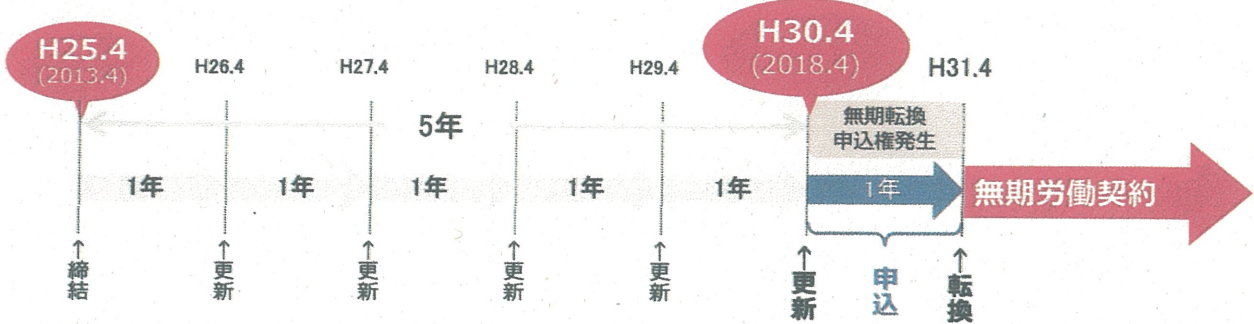


無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

- 原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

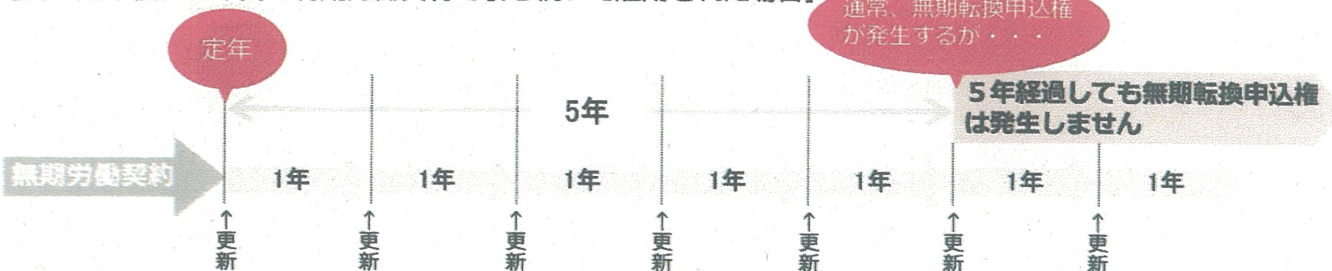
継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※1）により、
 - ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）
 については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。
- 特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局（※2）に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

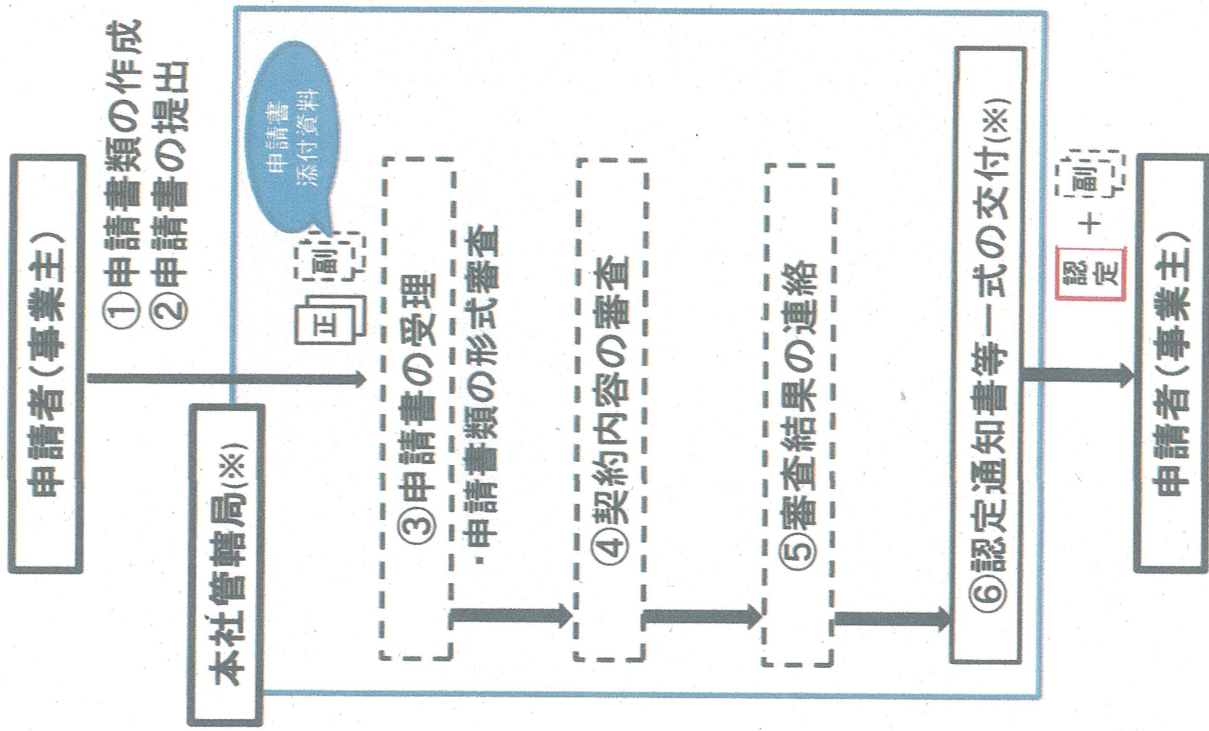
対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
 - ※ 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。
 - ※ ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

有期特措法に基づく第二種計画認定の流れ

- ① 申請書類の作成
 - ・申請は企業単位(事業場、支店ごとではない)。
 - ・申請書は記載例を参考に作成。

(提出時于エックリストにより、申請書の記載や添付資料に不備がないか、ご確認ください。)
- ② 申請書の提出
 - 【持参する場合】
本社を管轄する労働局雇用環境・均等室へ申請書類一式を提出。
(本社を管轄する監督署でも受け付けています。申請書類は労働局へ回送されます。)
 - 【郵送する場合】
本社を管轄する労働局雇用環境・均等室へ申請書類一式を提出。
(認定通知書等の郵送による交付を希望する場合は、返信用封筒・切手も必要になります。)
- ③ 申請書の受理(形式審査)
 - ・職員が申請書に必要事項が記載されているか、添付資料が十分かを確認し、受理。
(記載内容や添付資料に不備があり、要件を満たしていない場合、返戻されます。)
- ④ 計画内容の審査
 - (申請内容の問合せや、追加資料の提出依頼がある場合があります。)
- ⑤ 審査結果の連絡
 - ・労働局から申請者あてに、認定または不認定の連絡。
- ⑥ 認定通知書等の交付
 - 【手交を希望する場合】
・労働局雇用環境・均等室または監督署における交付予定日を調整し、交付を受ける。
(来庁者は印鑑をご持参ください。)
 - 【郵送する場合】
・郵送(簡易書留等)により、申請者に認定通知書等が交付される。
(認定通知書等一式は再交付できないため、大切に保管してください。)



(※) 監督署を通じて申請を行った場合、監督署を通じて認定通知書等の交付がなされます。

労働局における手続き

第二種計画認定・変更申請書(記載例)

赤字は記載例

様式第7号


申請は、本社・本店管轄の都道府県労働局まで

第二種計画認定・変更申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

大分労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名	株式会社 大分労働	代表者職氏名 (法人の場合)	代表取締役 大分 花子  印
住所・所在地	〒(870-0037) 大分県大分市東春日町17番20号	電話番号	097(532)4025 FAX番号 097(573)8666

担当者 役職名 〇〇 〇〇

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- 高年齢者雇用推進者の選任
- 職業訓練の実施
- 作業施設・方法の改善
- 健康管理、安全衛生の配慮
- 職域の拡大
- 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
- 勤務時間制度の弾力化

* 行うこととしている雇用管理措置に
✓を入れてください(1か所以上)
* ✓を入れた項目を実施したことがわ
かる資料を添付してください
(提出書類一覧②)

3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

(注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

* 「継続雇用制度の導入」に✓を入れた場合は、いずれかに✓を入れてください

* ✓をした措置を行っていることが確認できる就業規則等を添付してください(提出書類一覧③・④)


(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の□にチェックして下さい。
2. 「3 その他」は、該当する□はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例:契約書の雛形、就業規則等)
2. 高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社分のみで可。)を含む。))
3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

- * 社会保険労務士による事務代理の場合には、社会保険労務士の署名または記名押印
- * 認定通知書は申請事業場への直接交付となります。申請事業場の担当者氏名・連絡先を申請書に記入してください

社会保険労務士記載欄	
作成年月日・提出代行者、事務代理者の表示・名称	電話番号
	

第二種計画認定申請書提出時のチェックリスト (高年齢者雇用推進者の選任編)

項目	<input checked="" type="checkbox"/>	点検項目
申請書・添付資料等		1 申請事業主
	<input type="checkbox"/>	代表者職氏名欄には、代表者の職名、氏名を記載していますか (支店長、人事部長、事務長など、代表者以外になっていないかご確認ください)
	<input type="checkbox"/>	代表者職氏名欄に押印(代表印)していますか。
		2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容
	<input type="checkbox"/>	「高年齢者雇用推進者の選任」にチェックしていますか
	<input type="checkbox"/>	高年齢者雇用推進者の選任状況がわかる①または②の資料を添付していますか
	<input type="checkbox"/>	①高年齢雇用状況報告書 (報告書下欄に高年齢雇用推進者が記載されているもの)
	<input type="checkbox"/>	②選任書や辞令の写しなど、選任していることがわかるもの
		3 その他
	<input type="checkbox"/>	「高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。」にチェックしていますか
<input type="checkbox"/>	「65歳以上の定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかにチェックしていますか (※1)	
<input type="checkbox"/>	「継続雇用制度の導入」にチェックした場合、「希望者全員を対象」、「経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用」のいずれかにチェックしていますか(※1)	
<input type="checkbox"/>	高年齢者雇用確保措置の内容がわかる資料を添付していますか	
<input type="checkbox"/>	定年・継続雇用制度に関する就業規則等の抜粋を添付していますか	
<input type="checkbox"/>	高年齢者雇用確保措置の内容と添付資料の内容は一致していますか(※2)	
その他	<input type="checkbox"/>	申請書は添付資料も含め、原本と写しの2部準備していますか (写しは認定通知書等の交付時にお返します)
	<input type="checkbox"/>	郵送により、認定通知書等の交付を希望する場合、返信用封筒・切手を必要分付けていますか(※3) (例:基本料金●●円+簡易書留310円分 など)

(※1) 会社の制度によっては、両方にチェックが付く場合があります

(※2) 「経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用」をチェックしている場合、就業規則の抜粋等に加え、平成25年3月31日までに締結した労使協定の写しも必要です。

(※3) レターパックライトで送ることはできませんのでご注意ください。